

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和4年4月発行 第47号

医師の働き方改革の取組みの確認にニュースレターをご活用ください

新年度が始まり、新たに医療機関の勤務環境改善のポジションに就かれた方、医師の労働時間短縮計画の策定に参画される方、いきなり分厚い資料を渡されてもなかなかわからないことが多いと思います。当センターでは、医療機関に求められる勤務環境改善に関する取組みについて、ニュースレターでわかりやすくお伝えしてきました。特に、令和6年度（2024年度）から始まる医師の時間外労働の上限規制（以下、「上限規制」）に関しては、いろいろな視点でお伝えしてきましたので、本格的に資料を読み込む前の整理に、皆さんの医療機関の取組みの確認に、どうぞニュースレターをご活用ください。

医師の働き方改革に関すること

○医療法の改正について～時間外労働時間がどのように変わるのか～

上限規制により、医師の時間外労働の上限は年960時間となります。年960時間超の上限時間を適用する特例水準の指定を受ける医療機関は、医師の労働時間短縮計画を策定するなど指定に向けた取組みを実施されているところでしょう。この上限規制に関する説明や医療法（令和3年5月改正）に定められた対策については、**令和元年10月発行第17号**、**令和3年6月発行第37号**をご覧ください。

○上限規制に向けて必要な対策を計画的に講じていくための方策について、令和元年12月発行第19号から6回シリーズでお伝えしました。皆さんの医療機関で行ってきた対策を確認するときにご活用ください。

「今から始める2024年度対策・その1～その6」

令和元年12月発行第19号	医師の労働時間の現状把握について
令和2年1月発行第20号	労務管理体制について
令和2年2月発行第21号	特例水準の指定に向けた準備について
令和2年3月発行第22号	医師の労働時間短縮に向けた取組みについて
令和2年4月発行第23号	いろいろな勤務環境改善の取組みについて
令和2年5月発行第24号	課題に取り組む手法「マネジメントシステム」と「モデル支援事業」のご紹介

○上限規制の対象でないと思われる医療機関の中に、対象となる医師がいる場合があります。ウっかりしそうな注意点を掲載していますので、ご一読ください。**令和4年2月発行第45号**

○医師の勤務間インターバル規制について

令和6年4月から施行される医療法の規定として、上限規制の特例水準の適用を受ける医師に与えなければならない休息時間に関する制度について掲載しています。**令和4年1月発行第44号**

宿日直許可に関すること

上限規制に向けた取組みを検討する上で、長時間勤務となる宿直をどう扱うかは、避けることができない課題です。労働基準監督署の宿日直許可を受ければ、宿日直手当の支給は必要ですが、この時間を労働時間にカウントする必要がなくなります。

○医師の宿日直勤務について、宿日直許可の条件などを掲載しています。 **令和2年12月発行第31号**

○宿日直のみに従事する医師の宿日直許可が認められることになりました。 **令和3年7月発行第38号**

○二次救急病院の医師の宿日直許可がされた事例を掲載しています。 **令和3年11月発行第42号**

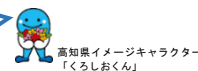
その他

○医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

診療等その本来業務の傍ら、医師の自らの知識の習得や技能の向上を図るために行う学習、研究等の時間の労働時間としての考え方を厚生労働省の通達に基づきお伝えしました。 **令和元年8月発行第15号**

○宿直義務の免除要件についてお伝えしました。 **令和3年10月発行第41号**

センターでは、勤務環境改善に関する各種相談を受け付けています。また、医療勤務環境改善マネジメントシステム導入支援や医師労働時間短縮計画の作成の支援を実施していますので、気軽にお問合せください。



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

